

議第118号

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和3年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例および滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

(滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例（平成30年滋賀県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第6条第4号」を「第6条第5号」に改める。

(滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部改正)

第2条 滋賀県琵琶湖流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和57年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条および第8条中「第25条の18第1項」を「第25条の30第1項」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。